

第3期 東京都男女平等参画審議会

第2回総会 議事録

1 日 時

平成18年6月22日(木) 午後6時から午後8時まで

2 場 所

都庁第一本庁舎33階 特別会議室N6

3 会議次第

- (1) 前回欠席委員の紹介
- (2) 現行動計画の達成状況・策定以降の動きを踏まえた検討
- (3) 少子・高齢化の現状分析
- (4) 少子・高齢化の視点を踏まえた検討
- (5) その他

4 出席委員(50音順)

秋田一郎委員、鮎川一信委員、荒木葉子委員、有手勉委員、いのつめまさみ委員、大沢真知子委員、後藤憲子委員、佐藤博樹委員、汐見稔幸委員、庄司洋子委員、高橋重郷委員、高橋史朗委員、武石恵美子委員、野上純子委員、馬場裕子委員、福沢恵子委員、福原義春委員、藤井静男委員、宮本みち子委員、茂木洋委員、芳野友子委員、脇坂明委員

5 配布資料

- 資料1 現行動計画の体系別達成状況と検討のための参考資料
- 資料2 男女平等参画社会の形成と少子・高齢化への対応
- 資料3 少子化の現状と背景要因 - 高橋重郷委員(国立社会保障・人口問題研究所) -
- 資料4 平成17年人口動態統計月数年計(概数)の概況(厚生労働省)

6 議事録

午後 6 時00分開会

産形参事 大変お待たせいたしました。本日は、お忙しい中、また、夜間の開催にもかかわらずご出席くださりまして、誠にありがとうございます。時間となりましたので、これより、東京都男女平等参画審議会第2回総会を開会させていただきます。

議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告いたします。本日、ただいま現在、21名の委員の方がご出席で、出席予定は22名となっておりますので、後ほどお見えになると思います。東京都男女平等参画審議会運営要綱第5に定める総会に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

はじめに、前回ご欠席の委員の方をご紹介させていただきます。

大沢真知子委員でございます。

佐藤博樹委員でございます。

武石恵美子委員でございます。

宮本みち子委員でございます。

ご紹介は以上でございます。

それでは、進行につきましては福原会長にお願いいたします。

福原会長 福原でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、会議の公開・非公開についてご確認をいただきたいと存じます。

特にご意見がなければ、前回同様、公開で行いたいと存じます。

それから、きょうは2回目ですが、前回もお断りいたしましたけれども、今後も原則として公開で行わせていただくことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

福原会長 ありがとうございます。それでは、公開とさせていただきます。

それから、本日は大勢の委員がご出席ですので、発言時間につきましては、前回申し上げましたように、できるだけ多くの方々にご発言の機会を提供するため、原則としてお1人1回につき3分以内とさせていただいております。皆様の貴重な時間を使っての審議会ですので、ご協力をお願いしたいと存じます。

念のため、3分経過いたしますと事務局でベルを鳴らしますが、これが発動しないようにご協力をいただきたいと存じております。

それから、第1回では、それぞれの委員の皆様から自己紹介を兼ねてお話をいただきました。このお話は、皆様の多様なご意見がございましたけれども、読み返してみますと、その底流に流れているものは一つで、それは、新しい時代の社会の調和をいかに目指すかということと、もう一つは、新しい時代に、個人の生活として生きがいのある豊かな生活をつくっていくにはどうしたらいいかということについて、いろいろな表現があったように私は考えております。

そこで、今回、4人の方に初めてご出席をいただいたわけですが、東京都が取り組むべき男女平等参画施策について、あるいは、日ごろお考えになっておられることなどにつきまして、3分ずつ4人の方にお話をいただきたいと存じております。

それでは、大沢委員からお願いいたします。

大沢委員 日本女子大学の大沢と申します。よろしくお願いいたします。

私は、労働経済学を専攻しております。最近の研究は、経済がグローバル化していく中で雇用形態が大きく変わっていく、そういう雇用の多様化が先進国一般に起きており、そのことについて国際比較をしております。11カ国の先進国を比較してみると、どういった国でうまくいっていて、どういう国でうまくいっていないのかがみえてきます。経済も発展して、雇用も生み出され、豊かさがうまく国民のあいだで共有されているという意味でうまくいっているところは、やはり労働時間が短いとか、働きやすい働き方をしている、しかも雇用が安定している仕事をうまく生み出していることがわかってまいりました。会長もおっしゃいましたように、新しい豊かさが求められており、ワークライフバランスといったような視点から働き方を見直すことがこれからは必要ではないかと考えております。よろしくお願いいたします。

福原会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員 東京大学社会科学研究所の佐藤です。私の専門は、皆さんよりも狭いのかもわかりませんが、企業の人材活用、人事管理を勉強させていただいております。そういう意味では、前回、皆さんからいろいろな議論が出ていることは伺っていますので、私の研究分野から今回のテーマについて、最近どんなことを考えているのかということをお話させていただければと思います。

企業内における男女の平等参画を進める上で大事なものは、女性の活躍の場を広げていくことは当たり前ですが、そのことと同時に、男女ともに仕事とそれ以外の生活の両立をどう進めるか。この2つが車の両輪だと思います。制度的には、女性の活躍の場の拡大ということであれば、均等法ができ、来年また制度改正が予定されています。法律はもう通りましたので改正されますし、両立支援についても、育児・介護休業法は昨年改正され、それなりに充実してきたと思います。

私は、制度的にはかなり整備されてきたのではないかと思います。ただし、これから大事なものは運用です。企業の中には、法律を上回る制度を入れているところもありますが、法律を上回る制度を入れていても活用できないのでは、法定の制度を上回っていてもほとんど意味がありません。法定どおりであっても活用できれば、かなりの程度まで女性の活躍の拡大なり両立支援に貢献できる制度ができているのかなと思います。そういう意味では、運用ができるようにすることが重要だと思います。

そうすると、何が大事かという、現場の管理職のマネジメントです。ここを変えていくことです。そのためには、働き方自体を変えたり、管理職のマネジメントの仕方を変えていくことがすごく大事で、これがなかなか難しいと思っています。

以上です。

福原委員 それでは、武石委員、お願いします。

武石委員 法政大学の武石でございます。前は欠席いたしました。大変失礼いたしました。

私は今キャリアデザイン学部というところにおりますけれども、たぶん皆様、キャリアデザインという言葉にはあまりなじみがないのではないかと思います。私が所属しているところは、キャリアという一般的な職業キャリアを思いがちですが、職業キャリアも含めたライフキャリア、生き方をデザインしていこうということで立ち上げた学部でございます。そういうところで私は、女性のキャリアの問題、あるいは、ワークライフバランスといったところを中心に、今、研究を進めております。

男女平等参画ということで私が一番考えておりますのは、実は、私は、大学を卒業しまして当時の労働省に入って、その後、均等法ができ、育児休業法ができるところまで労働省で勤務しておりました。均等法、育児休業法という、それまで女性に関する法律がなかったところに大変画期的な法律ができたのが80年代後半から90年代はじめにあったわけですが、その後10年以上たって女性のキャリアが変わったかという、実は、残念

ながら、ほとんど変わっていないのではないかと考えております。

今も育児休業制度はありますけれども、育児休業を取得して出産後も継続している女性は、出産者のうちのわずか1割にすぎません。残りの人は、その前から仕事を辞めているか、あるいは、妊娠・出産のときに仕事を辞めているという状態で、女性の就業継続に大変有効な法律だと思われたわけですが、そこがあまり変わっていない。

では、どうして変わっていないのかというと、私の一番の問題意識としては、やはり男性側の働き方、男性のキャリアをモデルにして、そこに女性のキャリアを近づけることが果たして有効だったのかと。そこに問題意識を持っておりまして、大沢先生、佐藤先生もおっしゃっていましたが、やはり男性を含めた働き方を変えていかないと、いくら精緻な法律をつくっても、やはり女性の生き方、働き方には響いていかないのかなという問題意識を持っております。

どうぞ、今後ともよろしく願いいたします。

福原会長 ありがとうございます。それでは、宮本委員、お願いします。

宮本委員 放送大学の宮本でございます。今回はお休みしまして、申し訳ございません。

私は、家族社会学と青年社会学とっておりますが、この10年間ぐらいは、主に、成人に達するぐらいの年齢から30代くらいまでの若い成人のあたりをずっとやってまいりまして、日本の実態と欧米諸国の共通性と違いとをずっと追ってきました。女性の問題としてこの若年者問題を見てまいりますと、若い世代を中心にして、非正規雇用がこの10年間でずっと増えてまいりましたけれども、実は、内訳を見ると、6割以上が女性非正規雇用で、女性の非正規雇用化が男性を上回っているということがあります。実際に、この間は、若年者問題というと、若年者一般が対象にされてきたところがあって、実は、その中の女性の問題が隠されてきたところがあると思っております。

その問題をどう扱う必要があるかと強く感じておりますのは、この間は景気が悪かったので、景気が回復すれば問題はかなり解決されるだろうという見方もありましたが、景気がある程度回復して、求人倍率が上昇してまいりますと、今度は構造的な問題がよく見えるようになってきております。それが現時点だと思えますけれども、全体として、若年者の生活基盤が弱くなっていて、それが若い人全部に弱いわけではなくて、不利な条件を持っている若い人たちの不利さが非常にはっきりと出てきているかと思えます。そのことがあって、これは男女ともにですけれども、これまでのような形で、男性が妻子を養うことを前提にしたら、恐らく、若い人たちは、まともに自分自身の家庭を持ち、生活を維持す

ることが非常に困難な時代になっているように思います。

そういう意味で、今、何人かの委員の方が言われたとおりですけれども、この若い世代の問題を考えると、共働きを前提にしなければ結婚できないし、生活は維持できない。共働きを可能にするためには、今までの前提になる部分を抜本的に変えるということなしには、若い世代の問題は解決できないのではないかと考えている次第です。

以上でございます。

福原会長 ありがとうございます。きょうから出席していただいた4人の委員の方々の大変貴重なご意見をいただきました。

それでは、議事の3に進ませていただきます。

会議次第3は、「現行動計画の達成状況・策定以降の動きを踏まえた検討」でございます。

はじめに、前回、庄司委員からご意見がございました、現在の行動計画の達成状況を資料にまとめました。それをもとに、今後、検討を進めるに当たって参考とする資料をまとめましたので、事務局から説明をいたします。

産形参事 それでは、A3判縦の資料1「現行動計画の体系別達成状況と検討のための参考資料」をご覧ください。今、会長からお話がありましたとおり、この資料は、現在の行動計画の達成状況及び現状と、今後検討するに当たっての参考として、課題等をまとめたものでございます。現行動計画の体系別に作成しておりまして、全部で8枚になっております。

はじめに、資料の構成についてご説明申し上げます。表紙をめくっていただきまして、1ページをお開きください。一番上に「均等な雇用機会の確保」とございます。資料上段は、「現行動計画の達成状況」でございます。一番上に、現行動計画で設定した「目標」、それを達成するための「都の施策」、また、右側に「都民・事業者の取組」を記載してございます。その下に「主な事業効果と問題点」がございます。第1回の総会で、現行動計画の達成状況、事業実績等をご説明申し上げましたけれども、その内容の要約という形で記載しております。ここまでが、前回の庄司委員からのご意見を受けてとりまとめたものでございます。

その次に、これからのご議論の参考となりますように、「現行動計画策定後の動き」として、国の動きや都の動きを記載しました。さらに、これらを踏まえまして、資料の一番下の段になりますけれども、「今後の課題・基本的方向（参考）」として整理いたしまし

た。左側に「今後の課題」、右側に「基本的方向」として、「都に求める取組の方向」と「都民・事業者に求められる行動」を記載しました。

これらは、あくまでも、検討を進めるに当たって参考にさせていただくために、事務局で作成したものでございます。議論の素材としてお使いいただければと思っております。

以上が資料の構成でございます。なお、構成につきましては8枚とも全部一緒でございます。

では、今ご覧いただいている1ページの「均等な雇用機会の確保」から順次説明させていただきます。時間の都合もありますので、「主な事業効果と問題点」、一番下にあります「今後の課題」などを中心にご説明させていただきます。

まず、この項目では、雇用の分野におきまして、女性も男性も能力を十分に発揮する機会及び待遇が確保されるよう、ポジティブ・アクションの推進や男女雇用機会均等法に関する普及啓発などの施策を進めてまいりました。しかし、「主な事業効果と問題点」のところにありますけれども、「管理職に女性がいない」とする事業所が5割を超えていると。また、育児休業を取得する女性は増えたものの、出産前後に継続就業する割合は増えていないなどの現状がございます。また、6月15日には、改正男女雇用機会均等法が国会で成立しております。

これらの状況を踏まえまして、一番下の「今後の課題」で、改正男女雇用機会均等法を踏まえた、実質的な男女の均等の確保、企業の経営施策やCSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の視点を踏まえまして女性の能力発揮のための取組みの促進、また、育児・介護等を理由に離職した女性の再チャレンジの場の提供などを、今後の課題として整理いたしました。また、右側の「基本的方向」といたしまして、「都に求める取組の方向」として3点、「都民・事業者に求められる行動」として2点を挙げさせていただきます。

次に、2ページ目、「パート・派遣労働者の雇用環境整備」でございます。ここでは、パートタイム・派遣労働者の適正な労働条件を確保するため、普及啓発、相談などを行ってまいりました。しかし、「主な事業効果と問題点」にもありますように、一般労働者のパートタイム労働者の所定内給与額の格差が依然として大きく、全国よりも都のほうが大きくなっております。また、女性の非正規労働者の割合が近年高まっているという現状がございます。また、一方、労働者がそのライフスタイル等に応じて、多様な柔軟な働き方を選択できるようにすることが必要になってきております。

これらの状況を踏まえまして、一番下の「今後の課題」ですけれども、近年、増加しているパートタイム・派遣などの非正規雇用者の適正な処遇、労働条件の確保、また、ライフステージに応じた多様な働き方の推進、その2点に整理しております。右側の「基本的方向」としては、「都に求める取組の方向」、「都民・事業者に求められる行動」、それぞれ3点を挙げさせていただいております。

続きまして、3ページになりますが、「起業家・自営業者への支援」でございます。ここでは、女性が起業家や自営業者として主体的に働ける環境を整備するため、情報提供などの支援に取り組んでまいりました。女性の起業家数は、近年、緩やかではありますが、増加しております。また、右の図の「前職をやめた理由」を見ますと、自己雇用女性の「結婚のため」、「育児のため」という理由は、被雇用女性に比べると大幅に少なくなっております。

一番下の「今後の課題」ですけれども、女性起業家がより一層活躍できる状況の実現や、在宅ワークなどの多様な就業形態は両立に有効ですけれども、就業条件面でトラブルも生じている、ということの2つに整理させていただきました。「基本的方向」としましては、「都に求める取組の方向」として2点、「都民・事業者等に求められる行動」として2点を挙げさせていただいております。

次に、4ページは「社会・地域活動への参画促進」でございます。政治・経済など、あらゆる分野での活動において、企画、方針・意思決定段階からの女性の参画を促進することを目標に、審議会及び地域団体などにおける女性の参画の促進に取り組んでまいりました。

「主な事業効果と問題点」のところにありますけれども、都議会における女性議員の割合は、国会議員に比べると高い比率になっております。しかしながら、都の審議会における女性委員の任用比率は、他の道府県に比べて低い状況でございます。

「現行動計画策定の動き」のところにありますけれども、平成15年の男女共同参画推進本部決定や、国の第2次基本計画の重点事項であります新たな取組みを必要とする分野における男女共同参画推進、ということも勘案しまして、「今後の課題」としては、あらゆる分野における女性の参画の拡大について、国の目標を踏まえて計画的に取り組むこと、また、新たな取組みを必要とする分野を含むあらゆる分野において女性の参画を推進するという、この2つに整理させていただいております。

「基本的方向」といたしましては、「都に求める取組の方向」が3点、「都民・事業者

に求められる行動」が2点という形で整理させていただいております。

次に、5ページは「子育てに対する支援」でございます。ここでは、男女が、家庭と仕事や社会活動を両立させて、子どもを健やかに育てながら、自らの多様な生き方が実現できる環境を整備するため、保育サービスの充実や地域での子育て支援、育児休業等の支援などを進めてまいりました。

その結果、「主な事業効果と問題点」の4つ目の印ですけれども、都内の認可保育所における零歳児保育や延長保育の実施率が上昇し、都内の認証保育所の設置状況は、平成13年度から17年度までで271カ所となっております。しかし、その上のところになりますけれども、男性の育児休業取得率は、都内では未だ1%に満たないという状況がございます。また、右の図になりますけれども、子育て中の両親とも、仕事と家事・育児時間をバランスよく持ちたいと考えている人が多いのですが、現実には希望どおりになっていないという現状がございます。

これらを踏まえまして、一番下の「今後の課題」といたしましては、男女ともに仕事と家庭・地域生活等を両立できる社会の実現、いわゆる男性並みの働き方を見直したワークライフバランスに理解のある社会への転換、さらに、少子化対策の視点からも「子育て支援」に特化した施策のみではなく、「働き方の見直し」を含めた新たな対策が必要であること、の3点を挙げさせていただいております。

「基本的方向」といたしましては、「都に求める取組の方向」として3点、「都民・事業者に求められる行動」として3点をそれぞれ挙げさせていただいております。

次に6ページになりますが、「介護・高齢者に対する支援」でございます。ここでは、介護と家庭や仕事の両立ができる社会システムをつくるため、高齢者介護サービスの基盤を整備するとともに、地域における高齢者支援ネットワークづくりを進めてまいりました。その結果、真ん中の表の左側になりますけれども、都の介護サービスは、訪問介護、訪問看護など、各サービスとも増加しております。しかし、右側でございますけれども、介護などのために短時間正社員を希望する人が男女ともに多いという現状、また、高齢化が進展する中で、社会を支える重要な一員として高齢者を捉える視点がより重要になっているという状況もございます。

これらを踏まえまして、「今後の課題」といたしましては、一番下の左側でございますけれども、高齢期の男女が社会の重要な一員として様々な分野で活躍できるよう取り組む必要があること、介護の負担を女性に集中させることなく、社会全体で支える必要がある

ということ、また、男女ともに仕事と介護を両立できる社会を実現する必要があること、の3点に整理させていただきました。

右側に「基本的方向」がございますけれども、「都に求める取組の方向」として5点、「都民・事業者に求められる行動」として4点を挙げております。

次に7ページですが、「人権が尊重される社会の形成」でございます。ここでは、男女平等参画を阻害する暴力への取組みとして、家庭内などにおける暴力、いわゆるDVの防止、性暴力やストーカー等の防止、セクシュアル・ハラスメントの防止に取り組むとともに、母子保健医療対策の整備や各年代に応じた健康支援、メディアへの対応などを実施してまいりました。

「主な事業効果と問題点」ですけれども、配偶者からの暴力に対する相談件数は、平成13年度から16年度で約3倍に増えております。また、健康支援の分野では、子宮がんや乳がんの検診率は、全国に比べると東京都はかなり低いという状況もございます。

これらを踏まえまして、一番下の「今後の課題」にありますけれども、女性に対する暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であるとの認識を徹底し、暴力を予防し、根絶するための基盤をつくる必要があること。また、近年増加している乳がん、メンタルヘルス対策を含め、生涯を通じた健康支援に取り組む必要があるということなどを整理させていただきました。

「基本的方向」として、「都に求める取組の方向」として3点、「都民・事業者に求められる行動」として5点を整理させていただきました。

最後になりますが、8ページは「男女平等参画を推進する社会づくり」でございます。ここでは、都民が、学校教育における男女平等参画を推進するとともに、生涯を通じて個性や能力を育むような多様な学習機会の提供、また、NPO、ボランティア活動のための支援などを行っております。

「主な事業効果と問題点」のところですが、その2番目に、公立学校における女性管理者の割合が、小学校、中学校、高校となるにしたがって低くなっております。右側ですけれども、大学の学部学生・院生に占める女性の割合は、学部・修士・博士のいずれにおいても増加しております。学部・専攻分野を男女別に見ますと、理学、工学、商船の女性比率が低い状況でございます。

また、「現行動計画策定後の動き」の「国の動き」の2つ目にありますけれども、国の第2次男女共同参画基本計画では、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を

解消することを目標達成の基本としております。いわゆるミレニアム開発目標ですけれども、この実現を重点事項としております。

このような状況を踏まえまして、「今後の課題」として、一人ひとりが多様な生き方の中で、自己実現していくために必要な力をつけさせる教育を行う必要がある、また、次代を担う人材を育てるために、家庭、地域社会が力をあわせて様々な立場から教育を行う必要がある、と整理させていただきました。

「基本的方向」としては、「都に求める取組の方向」として3点、「都民・事業者に求められる行動」として3点を挙げさせていただいております。

なお、冒頭に申し上げましたけれども、一番下の段の「今後の課題」、「基本的方向」は、検討を進めるに当たりましての参考にさせていただくために事務局が作成したものですので、議論の素材にさせていただきたいと思っております。

駆け足で雑駁でしたけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

福原会長 ありがとうございます。

この前、庄司委員のご指摘がございましたように、現在、東京都が取り組んでおります行動計画は、一体どのように評価し、それをフォローしているのかというご意見がありましたので、体系的にまとめたものをお示ししてもらいました。

これにつきまして、これから皆さんのご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、前回のようないうえお順にはしませんので、どうぞ、質問がある方は挙手をしてご発言をいただくようお願いいたします。

佐藤委員 2つありまして、一つは、育児休業、介護休業取得促進と書いてあるところの「取得促進」の意味ですけれども、まず、育児休業と介護休業ではかなり性格が違うものであることを理解する必要があると思っております。「取得促進」といったときに、例えば女性について言うと、育児休業を全員が取ればいいのかというと、決してそういうことはないだろうと思えます。取らないで仕事に復帰したいという人もいるわけですので、基本的には、取りたい人が取れるようにするという意味だろうと思えますが、そういう理解でいいのかどうか。男性の場合ですと、今は2%ということですが、取りたいという人は1割ぐらいいるので、こういう人たちが取れるような仕組みを整備する。その結果、男性の中に、取りたいという人がもう少し増えるかもしれませんが、そういう意味での取得促進だと私は理解していますが、それでいいのかどうか。

それと、介護休業と育児休業の違いですが、介護休業というのは、育児と違って、介護

休業を取った人が基本的に全面的に介護を担えという意味ではないと思います。もちろん、本人が介護を担う必要がある場合もありますが、介護というのはいつまで続くかわかりませんので、基本的には、介護休業を取った期間に、例えば、今は介護保険制度ができていますので、そういうものを利用できる仕組みに整備して、自分が仕事に早く復帰できるようにする、もちろん、自分も介護を一部担うわけですがけれども、育児休業と介護休業はかなり性格が違うものだと思います。そういう意味では、介護休業を取らないで済めば一番いいわけで、介護保険制度なりの中で、本人は部分的に介護を担いながら仕事を継続できるようにするという事だと思います。

もう一つ。正規と非正規ですが、正規と非正規の働き方の違いが様々な問題を生んでいるという議論がある中で、正規の仕事は、雇用が安定し、収入も安定し、能力開発の機会もある。しかし、非正規は、収入も問題があるし、雇用も安定しないと。平均的に見ると正しいのですが、これは従来の、大企業と中小企業の格差があって、中小企業の労働条件が劣るとしてきたときと同じような議論をしている可能性がある。中小企業の中でも安定した働き方があるのと同じように、正規の中でも不安定な雇用もありますし、能力開発の機会がない人もたくさんいるわけです。非正規がすべて能力開発の機会がないわけではないし、キャリアが安定していないわけではない。

ですから、非正規が全部正規になればいいという議論ではなくて、非正規であっても、有期であっても、例えばキャリアがつながっていくとか、次のステップにつながる能力開発機会があるかどうか大事だと思います。非正規がすべてだめだという議論になってしまうと、逆にマイナスのラベリングになってしまうことを危惧します。企業が採用をするときに、非正規として、例えば責任ある仕事をやっていたにもかかわらず、非正規は能力開発機会がないからうちでは採りませんというようなことになることが問題だと思います。

そのように、非正規がすべてだめ、正規がすべていいという議論にならないような使い方をしていただくとありがたいと思います。

福原会長 大変重要なお指摘、ありがとうございます。気がつかないところでもあったようでございます。

事務局から何かお答えがありますか。

産形参事 今、佐藤先生がおっしゃいましたように、大卒でそうであると思っているのですけれども、その点も含めてご議論いただければと思っております。なるほどおっしゃるとおりと思っているのですけれども、それもいろいろなお議論があろうかと思っておりますの

で、それも含めてご議論いただければ幸いです。

福原会長 それでは、ご意見がある方はどうぞ。いかがでしょうか。

高橋（史）委員 1(3) 「子育てに対する支援」のところについてです。その「目標」のところ、「家庭と仕事や社会活動の両立」ということが大きな目標になっています。そして、先ほどのご説明の中で、「今後の課題」のところ、「働き方の見直し」が大事な課題というご指摘がありまして、基本的には私も同感ですが、「都の施策」のところ、冒頭に「保育サービスの充実」ということが挙げられていまして、保育の世界に競争原理を持ち込むことによって、例えば障害児であるとか、問題がある子どもへの対応は非常に手間がかかるわけで、結果的には排除されることになるのではないかと。あるいは、経済・労働政策に偏重していて、働く母親を優先して子ども不在になっている面があるのではないかと感じております。

具体的に申し上げますと、保育をサービスとしたことによって、そのサービスは親に向かって、本当に必要な子どもたちへの対応とか、あるいは、保育の質が低下しているのではないかと。この問題をどう感じておられるのかなと思っております。そして、コスト削減という方向に、当然、効率優先で向かっているわけですが、東京の保育の質を維持してきた保育所に対する援助を廃止して、そして、市区町村への交付金に切り換えたわけですから、そうすると、これまで保持されてきた東京の保育の質にどんどんバラつきが出て、結果的に質の低下を招いているという問題をどのように考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。

まだありますが、とりあえずこの点に絞ってお尋ねをします。

福原会長 ありがとうございます。大変参考になるご意見でございます。

それでは、ほかの方、ご意見がありましたら、どうぞ。

今の高橋委員のお話は、一つは、効率優先で、保育サービスにしても、質はどのように評価するのか、それによって、簡単に言えば、弱者が切り捨てられることに対する懸念をおっしゃったと思います。

ほかの方、いかがでしょうか。

野上委員 私は葛飾区に住んでいるのですが、やはりキャリアで働いている、都心に勤めている女性が、子育てをしながら、子どもを預けながらという場合、今まではほとんどが二重保育に頼っていました。一たん保育所に預けて、だれかもう一人違う方に子どもを預かってもらって、ということですが、東京都が認証保育所を始めまして、これは

13時間保育を原則としているということで、キャリアで働く女性にとっては本当に素晴らしい制度で助かっていますという声をたくさん聞いております。13時間保育が子どもにとって良いかどうかは、またいろいろ議論があるところですけども、長時間労働というよりも、通勤に時間がかかるようなところに住んでいる女性にとっては、これは本当に助かっているという声をよく聞いております。

意見として。

福原会長 ありがとうございます。今のお話は、保育サービスというものは間違いなく充実しなければいけないけれど、その中で、例えば、遠隔地の場合は、認証保育所による13時間の保育が物理的に非常にプラスになると。質的にはまた評価しなければならないところもあるかもしれませんね。そういうことだと思います。

いかがでしょうか。

藤井委員 私は田舎に住んでいますから、田舎のことしか言えないのですが、大島では、学童保育がだんだんはやってきております。実は、きのう、その学童保育の方々が来て、いろいろとお願いごとがあったのですが、残念ながら、その資格がないということがあって学童保育は認可しないような方針にしました。といたしますのは、希望を出している中で、専業主婦の方が何人もいるわけです。基本的には、共働きをしていなければいけないのですけれども、中には、専業主婦で申請をしているということがあって、結局、許可をしなかったのですが。

そういう中で、地域が少しずつ崩れてきている。例えば、両親だけではなくて、またその上のおじいちゃんやおばあちゃんが近所にいても、だんだん孫の面倒を見なくなってきている。そういう状況が我々の田舎でも非常に強くなっています。ですから、例えばそういうことがあれば、お母さんのほうも社会に出るというチャンスがあるのでしょうかけれども、そういうことをだんだんとしなくなってきたところに、我々の田舎ではまだまだ厳しい状況が続いております。

それから、前回の会議の後に、うちの職員が1人、3人目の父親になるという話を聞きました。絶対におまえに育児休暇を取らせるぞということで、今やっております。たぶん取ってもらえるように努力していますけれども、大島では、町の職員としてはそれが初めてのケースになろうかなと思っておりますので、私のほうもがんばって取らせるようにしております。

福原会長 2つのお話がありました。大島でもと言うと大変失礼ですが、伝統的な社

会、いわゆる家庭と社会との関係があると私たちは思うのですが、それでもそのような現象があらわれているわけですね。

藤井委員 はい。

福原会長 それから、今の、3人目のお子さんが生まれるので休暇を取らせていただくということについては、この会議の影響があったのかもしれませんが、それは非常に素晴らしいことでありまして、これから先ずっと、大島町では、子どもが生まれると育児休暇を取っていただくように願っております。ありがとうございます。

特にご意見がございませんようでしたら、また後からペーパーでいただいても結構ですし、後でお諮りいたしますが、専門部会（起草委員会）をつくって整理していただくと考えておりますので、その審議に間に合うように皆さんのご意見を、事務局のほうにご提出いただければと思っております。

後のほうでまた長い時間をいただくつもりもありますので、次の議事に入らせていただきたいと思えます。

会議次第4は「少子・高齢化の現状分析」でございます。実は、当初の事務局のタイトルは「少子高齢化」となっていたのですが、私の意見で、少子化と高齢化は同時に進行している問題ではあるけれども、少子化が高齢化の直接原因になっているか、あるいは、高齢化が少子化の直接原因になっているかということ、全面的にそうでもないところがあると思えますので、あえて少子化と高齢化を分けさせていただきました。これは世の中の普通の考えとはちょっと違っているかもしれませんが、わざと中黒を入れたことをご理解いただきたいと思えます。

そこで、この審議会では、少子・高齢化と男女平等参画は密接な関係にありまして、それもどちらがどちらの原因ということはないわけですが、極めて密接な関係にありますので、これから先の男女平等参画施策を考える上で、どうしてもこの少子・高齢化の視点は欠かすことができません。そこで、きょうは議論をより深めるために、皆さんに前提を共有していただくために、国立社会保障・人口問題研究所の副所長でありまして、少子化の要因、関連する諸問題に大変お詳しい高橋重郷委員から、少子化の現状やその背景などについて、ご専門のお立場からご説明をいただきたいと存じます。

高橋先生、よろしく願いいたします。

高橋（重）委員 私のほうで、資料3「少子化の現状と背景要因」という資料を用意しましたので、それに基づいて簡単に説明させていただきます。

まず、表紙のページをめくりまして1ページですけれども、これはよく知られた図であります。戦後日本の出生数と出生率の動きを示した図でございます。これをご覧いただくとわかりますように、日本の出生率（合計特殊出生率）について見ますと、1973年の日本の出生率は2.14でした。2.14というのは極めて大きな意味を持っておりまして、その翌年の1974年、つまりオイルショックの翌年から2.08を割り込みました。通常、人口を維持するために必要な出生率は2.08です。ですから、1973年までは、日本の人口を長期的に見て安定させる勢いの出生率の水準でした。

1974年に、先ほど言いましたように、出生率の水準は2.08を割り込み、2005年に、ついに1.25という水準になりました。この1.25という水準が持つ意味は、日本の親世代の人口100人に対して、次世代の人々は61人、100人に対して61人の人口を再生産しているという水準になります。ですから、今の日本の状態は、人口減少に向かって急速に進行しつつあるわけです。通常、人口というものは、入れ代わるにはものすごく時間がかかります。再生産には三十数年という時間がかかりますけれども、ちょうど1974年から日本の出生率が低下し始めて、三十数年たったところで、今まさに人口減少が起き始めているというのが日本の現状です。

さて、その出生率の低下ということですが、下の表をご覧ください。出生率の変化には、一つは結婚要因、もう一つは結婚した人々がどれくらいの子どもを生んでいるかという水準、その2つが関係しています。例えば、100人の女性がいて、100人全員が結婚して2人の赤ちゃんを産むと、その100人の女性の出生力は2.0です。ところが、100人の女性のうち30人が一生結婚しない状態になって、70人が2人の赤ちゃんを産むとすると、100人の女性のうち30人が独身のまま、70人が結婚する社会の出生率は1.4になります。これが、いわば結婚の変化によって引き起こされる出生率の低下です。

これを、1975年以降の日本の実際の出生率の動きについて分析してみた結果が、この下の表です。これを見ていただくとわかりますが、1975年から80年は、結婚行動の変化に起因する変化量がありまして、そのパーセンテージで見ると86.9%。つまり、75年から80年の日本の出生率低下の9割方は結婚の変化、すなわち晩婚化や未婚率の上昇によって起きたことを示しています。

そして、夫婦の出生行動の変化に起因して起きた出生率低下は13%です。80年代についてもほぼ同様のことが言えて、9割方は結婚の変化によって出生率低下が起きました。1990年代に入ると、様相が変わります。1990年代に入ると、出生率低下の約4割が結婚の変

化、そして、6割方が、夫婦が子どもを生まなくなる、あるいは、生み控えるという行為によって出生率低下が起きています。

このように、日本の1970年代から始まる少子化現象といっても、90年までの少子化と、90年以降の少子化では、やや意味合いが異なるという点に留意する必要があります。

次のページをご覧ください。直近の5年間について見たものです。日本の出生率は、一番外側の線の線であらわしたものが2000年の女性の年齢別出生率です。その当時は1.36という水準でしたけれども、一番内側の線が2005年のデータで、1.25になりました。どの部分が低下したかということを見ていただくと一目瞭然でありまして、25歳から31～32歳ぐらいまでのところの出生率がこの5年間で低下したということでもあります。それに引きかえ、33歳以上では、若干、出生率の上昇も見られます。

次に、その下の図を見ていただきたいのですが、この図は、それぞれの出生順位別に出生率がどのくらいあるかを見たものです。2005年の0.62という数値が示してある折れ線グラフは、第1子が2005年で0.62人生まれている。つまり、全員が結婚して必ず第1子を持つ社会であるとすると、この数字は1にならなければならないわけです。ところが、現在は、子どもを生まない、つまり未婚者の人々と、結婚しても子どもを持たない無子の夫婦がありますので、その結果、第1子が62%しか生まれていない社会になっていることを示しています。これを1970年と比べてみると明らかで、その当時の第1子は95%ありました。つまり、それだけ日本の社会では第1子が生まれなくなったわけです。そのほとんどの原因は、未婚化によって低下してきたということです。

その下の印の線を見ますと、これが第2子ですが、現在、第2子が生まれている水準は0.46人でありまして、しかも、第2子と第1子の出生率の差が徐々に開いてきています。つまり、ここには一人っ子化現象も含まれていることを意味しております。

こうしたように出生順位別に見てみると、70年以降の大きな変化を実際に目で捉えることができます。

次に、3ページ目です。第1子の出生率と第2子の出生率について、やや細かく年齢別にこの5年間について見ております。これを見てわかるように、第1子に関して言うと、30歳のところはほとんど動いていません。30歳、31歳、あるいは32歳というところも動いていなくて、やはり20代後半のところの出生率が大きく落ち込んできて、第1子出生率の低下につながってきているということでもあります。第2子に関しては、それから数年遅れた部分のところの出生率低下が起きております。

次のページをご覧ください。出生率というのは2つの見方がありまして、一つは年次別に見る見方。もう一つは、実際に人々が世代別にどういう子どもの生み方をしているのかという見方でありまして。後者を、実際の世代ごとに見ることができます。ここで強調しておきたいのは下の図ですけれども、1970年生まれの人々は現在35歳になっておりますが、この人々は今のところ1.28の出生率があります。というのは、これを実際の合計特殊出生率と比べてみますと、合計特殊出生率は1.25人でありまして。ところが、1970年生まれの世代は35歳で既に1.28を生んでいまして、この人々についてはまだ今後の出生確率が残っていますので、最終的には実際にはもっと高い出生率になるということです。ですから、現在の合計特殊出生率1.25というのは、実は見かけ上の低い出生率を多分に含んでいるという点に留意する必要があります。

5ページをご覧ください。5ページでは、結婚年齢の動きについて見ております。これを見ますと、男性の初婚年齢が29.8歳、女性が28.0歳になってきていることを示しています。そして、その下の表は、全国で見た年齢別未婚率です。2005年のデータを、既に労働力調査から得ることができます。20代後半女性の未婚率は58.1%になっておりまして、ほぼ6割に近いところにまで接近しつつあるということです。したがって、日本の場合、出産の98%は婚姻内で起きていますから、20代後半の未婚率が上昇することによって、自動的に日本の出生率は低下することを意味しています。

さらに、その下に29.7%という数値がありますが、これが30歳台前半の未婚率です。このように、未婚化現象は未だ止まっておらず、そのことが日本の、特に20代後半の出生率を低下させる要因になっているということでもあります。

次のページをご覧ください。6ページは、結婚した人々の出生率について見たものです。夫婦の完結出生児数というのは、結婚15～19年を経過した夫婦の子どもの生み方です。これを見ると、2002年の調査まで2.2前後ありまして比較的高いのですけれども、実際にこれは1985年以前に結婚した人々の出生率です。特に、結婚した夫婦が子どもを生まなくなるという現象は1990年代から起きていますので、そのことは、この表からはわかりません。

その下の表を見ていただきますと、明らかに、1960年代生まれであるとか、60年代後半生まれの夫婦の妻の出生年別の子ども数は低下傾向にあります。

7ページの上の図をご覧ください。これはショッキングな図ですけれども、これは、東京都で、結婚している女性を白抜きの部分で示し、色がかかっているところが未婚・離別・死別の人々です。ここで30歳台のところを見ていただくとわかりますが、東京都の場

合、過半数が無配偶の状態です。ですから、東京都の20歳代未満の人口幅は極めて細い状態になっているのですけれども、実は、この再生産を担っている女性の幅の範囲は、35歳ぐらいの有配偶人口にほぼ匹敵していることがよくわかると思います。東京都の場合は、これだけ未婚化現象が進行していますので、生まれてくる赤ちゃんの数は親世代に比べて極めて小さいことがよくわかると思います。

さて、その社会経済的な背景についてですけれども、その下の図をご覧ください。これは、第1次産業、第2次産業、第3次産業という産業大分類別に就業者の割合を男女別に分けて見たものです。第1次産業について見ると、戦前から戦後にかけて、第1次産業では、男も女も働く就業形態を持っていました。第2次産業は、昔から現在まで、男性が多く働いて女性が従たる働き方をしている形態であることがわかります。第3次産業に関しては、古くは男性が多く働いて女性が従たる働き方をしていましたけれども、近年になるに従い女性の比率が増加して、男女ともに働く職業形態になってきました。

このことは、一つには、プラザ合意以降、日本では内需主導型の経済成長ということが盛んに行われました。そういう中で、女性が経済のサービス化に即して、女性の労働力化ということが起きました。

次の8ページをご覧ください。この資料は、武石先生が集計されたデータです。1982年と2002年について、就業構造基本調査から、「無配偶・子どもなし」、「有配偶・子どもなし」、そして「子どもあり」の人々別に有業率を調べたものです。これを見てみると、1982年、ちょうど日本が内需主導型の経済成長を図る前の状態の女性の働き方ですけれども、「無配偶・子どもなし」が、ちょうど20代前半のところで働いて、20代後半になると少なくなるという形態を持っていました。ところが、2002年になると、20代後半のところで「無配偶・子どもなし」のパーセンテージが急速に拡大しました。

このことは何を意味しているのかというと、ちょうどそのときに起きたのが日本の未婚化現象です。つまり、日本の未婚化現象は、経済のサービス化によって、未婚者に対する労働力需要が拡大したことによって、未婚・労働力化が起きてしまった。そのことが未婚率の上昇を引き起し、合計特殊出生率を低下させる大きな要因となってきています。ですから、経済の変化が女性を労働力市場に引き出し、しかも、未婚者に限って高い需要が引き起こされてしまったため、そのことが、日本の社会を結婚しにくい社会へと変質させていったということです。

9ページの上の図をご覧ください。未婚の人々の生涯の結婚の意思を1980年代から聞いて

てみますと、男性も女性も、ほぼ9割近くが「いずれ結婚するつもり」と、結婚に対する意欲を持っています。ところが、現実には起きていることは、女性の未婚化現象、男性の未婚化現象の進行でありまして、人々の意識とは違う形で未婚化現象が進行しているということでもあります。

そして、9ページの下を見てみますと、2002年の調査では、「交際している異性はいない」が、男性で52%、女性で40%というように、恋愛結婚社会になった日本の社会において、このように配偶者あるいは異性にめぐり会えない男性・女性が増加していることが一つの特徴としてあらわれています。

次に10ページをご覧くださいなのですが、これは男性のデータもあるのですが、ここでは25～34歳の女性について独身にとどまっている理由を尋ねてみると、5割方が「適当な相手にめぐり合わない」という回答になっています。

このように日本のデータを見てみますと、結婚がなかなか促進されない状況が強くあらわれてきているということでもあります。

さらに、11ページのところを簡単に触れさせていただきます。先ほど、日本の労働力市場は、未婚の労働力に対する需要が極めて高いという話をしました。11ページの上の第1子出産前職種別就業継続率を見てみますと、特に事務職での就業継続率が2割を切っています。つまり、結婚して子どもを持った女性たちの就業継続が極めて困難な社会になっているという側面があります。こうした点が、未婚のまま働き続けて、その後、結婚して自己実現を図ろうとすると非常に困難な社会にあるように見えるわけです。

次に12ページを見ていただきたいのですが、最後にこの図だけ触れて話を終えたいと思います。これも就業構造基本調査で見たものですが、35～49歳の働き方別の収入別女性の人口、男性の人口分布です。これを見ていただくとわかるように、女性のところで99万円未満のところ極めて多いことがわかつて思います。つまり、出産・子育て後の年齢層に該当する女性たちにパート就労が極めて多いということです。

パート就労が多いということは、一体なぜそうなのかということを考えてみますと、その一つには、税制上の壁があります。103万円以上の所得には税がかかります。さらに、130万円の所得の壁を超えると、第3号被保険者から抜けて自ら国民年金や国民健康保険に入らなければならないという、女性の働き方を誘導するような日本の社会の仕組みがまだ残って、そのことが、こうしたパート就労というところに女性を特化させる、そういう誘導する仕組みが存在しているのではないかと考えられます。そのことが、トータルに、

女性が一生を通じて働き方を変えたり、あるいは、正規就業に戻ったりということを経験しているのではないかと考えています。そのことが、女性の未婚化現象をさらに促進させているのではないかと考えられます。

以上、ご報告を終わります。

福原会長 ありがとうございます。2005年に合計特殊出生率が1.25人に達したという、その1.25の意味、それから、今のお話のように、その姿は、我々が築き上げてきた社会の、言ってみれば影を見るようなものであるというようなご説明をいただきまして、考えさせられるところがあります。

今の高橋委員の少子化の問題につきまして、ご意見、ご質問があれば、この機会にお願いいたします。どなたかございませんか。

秋田委員 簡単な質問で申し訳ないのですが、非常に興味深く、面白いなと思いながらお話を聞いていました。基本的なことでも申し訳ないのですが、2ページ、3ページ、4ページに書いてある年齢というのは、もちろん女性の年齢ですよね。

高橋（重）委員 そのとおりです。

秋田委員 これは男性の年齢というものもありますか。

高橋（重）委員 男性の年齢別出生率の計算はできますけれども、出生率自体が、女性の場合は年齢に大きく規定された側面があります。男性の場合は、こういうきれいな凸状にはならず、男性は、女性を妊娠させる年齢の幅が広いものですから、通常、これを見る場合は女性で見るとというのが、こういう統計を見るときに常識になっております。

福原会長 よろしゅうございますか。

秋田委員 はい。

福原会長 ほかにございませんか。

後藤委員 わかりやすいご説明をありがとうございます。一つ思うのは、東京都の場合、たしか合計特殊出生率が1を割り込んでしまっていたと思います。ですから、東京の場合は特に、この問題をどうするかということは、全国で一番低い都道府県としてどう考えるかという問題設定が必要なのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

福原会長 確認まで。今、東京都は

産形参事 0.98です。

福原会長 だそうです。高橋委員からお話をいただきたいと思います。

高橋（重）委員 1を割り込む出生率としては、東京以外には、例えば上海とかありま

す。それでは、なぜそういう社会が存在するのかというと、未婚の男女を全国から寄せ集め、吸引していますので、東京都の人口は若く保たれているわけですし、これからも人口は減らない状態が続くと思いますが、そういう問題が一つあります。

では、東京はこのままでいいのかどうか。東京の女性たちが結婚して再生産しないで、次の世代の人口は地方から引っ張ってくるという状態でいいのかどうかという問題と、やはり東京は東京自体で自己再生産能力を持つべきなのかどうか。その辺をどのように考えるかによって対応の仕方は異なると考えております。

福原会長 問題を返されたようなところがありますけれども、その辺も我々が考えなければならぬかもしれません。

大沢委員 一つ教えていただきたいのは、90年代になって、合計特殊出生率が変化した理由が、晩婚化という理由だけでなく、結婚の理由もあるものの、結婚している夫婦が生む子ども数そのものが減少していることが大きいということですが、その背後にどのような経済要因があるのか、教えていただけたらと思います。

もう1点は、質問というよりも、先ほどのお話で、経済がサービス経済化した中で、独身の働く女性が増えたことをご指摘になられました。ほかの先進国でも、女性の社会進出が進展した理由として、経済のサービス化や事務職の女性化という経済変化が大きいわけですが、事務職の女性化という現象は、女性のM字就労、あるいは、女性の就業形態をM字から台形に変えていく一つの要因になったわけですが、どうして日本では、独身の女性の社会進出の増大にとどまったのか。日本と他の先進国との違いは何かというところを教えてくださいたいと思います。私は、パートの定義が他の国と違うところにあるのではないかと思います、その2点について教えていただけたらと思います。

高橋（重）委員 まず第1点目の1990年代以降の夫婦出生力そのものが低下してきたという話で、その背景には幾つか分析結果もありますけれども、一つは、バブル経済の崩壊後、明らかに、第1子の出生抑制がデータの的には見られるということ。それから、第2子への追加出生の遅れが見られるということ。したがって、バブル経済の崩壊と直接的にリンクした分析も幾つかありますけれども、データの的にはそのように読めるということが一つあります。

それから、M字就労の関係ですが、きょう持ってきましたデータの最後のページをご覧ください。13ページの上です。これを見ると、勤続年数別の男性大卒、女性大卒の給与水準が示してある2002年のデータです。基本的に日本は年功序列型の賃金体系を持った社会

です。そうすると、日本の場合、未婚で、学校を出て就職して仕事をしながら所得を得ると、この年功序列型賃金体系に乗って未婚の女性の所得も上昇していきます。ところが、それが一たん退出してしまいますと、日本の社会はもとのカーブには戻りにくいわけです。したがって、パート就労という職業選択になってしまう。この離職後にパート就労しか選択し得ない構造になっていることが、日本の女性の出産にあたっての機会費用を高くしてしまっていて、そのことが出生率低下に結びついているのだらうと考えています。

福原会長 よろしいでしょうか。

大沢委員 はい。

福原会長 どうぞ。

福沢委員 確認ですが、今ご説明いただきました13ページの2002年の勤続年数別給与、この縦の軸は「万円」ですか。

高橋（重）委員 軸の単位は「千円」です。

福沢委員 それが1点と、私が面白いなと思ったのは10ページで、「独身にとどまっている理由：25～34歳（女性）」がありますね。その中に、一番多いのが「適当な相手にめぐり合わない」で、しかも、この前のページを見ますと、未婚者の生涯の結婚意思が、時を経ても「いずれ結婚するつもり」と女性も男性も言っているにもかかわらず、結果的には結婚しない人たちが出てくる。その結婚しない人たち、24～34歳の人たちがなぜ結婚しないのかというと、何といても、「適当な相手にめぐり合わない」と。だけど、「適当な相手」とは具体的に何なのだとこのところがすごく気になるところです。

私は個人的に、この年代の方たちの意識調査などもしたことがあるのですがけれども、そうすると、女性と男性では求めるものが相当違うような印象を受けます。これを解いたようなというか、なぜそうなのかというものは、データはほかにはないのでしょうか。

高橋（重）委員 この同じ調査の中に、男性が女性に対して求めるもの、女性が男性に対して求めるものという調査項目がありまして、そういう細かいデータがありますので、きょうは持ってきていませんが、いつでも

福沢委員 では、次回、よろしくお願いします。

福原会長 ごくかいつまんで言うと、どういうことになりますか。

高橋（重）委員 例えば、女性が男性に望むものは「経済力」であったり、男性が女性に求めるのは「やさしさ」であったり、「やさしい」であったり、そういう項目です。

福沢委員 家事能力とかはどうでしたか。

高橋（重）委員 もちろんそれもあります。ですから、性別役割分業意識が非常に強いということです。男性から見た女性、女性から見た男性に関して言うと。そういうことです。

福原会長 ありがとうございます。

馬場委員 関連ですが、10ページの、独身にとどまっている理由の、「結婚しない」と「結婚できない」は全然違うと思います。左と右に書いてありますが。右の「結婚できない」というのは、その次の12ページの所得階層別雇用者数のところで、パートという働き方が多いと。この経済的な理由で、もし、パートのままで、自分の将来設計を考えていけるのかどうか。できたら結婚したいということで、結婚適齢期と言うのでしょうか、それぐらいまではパートで何とかかなかなというような思いとか、そんなこともちょっと考えざるを得ないのですが。ですので、10ページの「結婚できない」というところと所得、この辺の意識を関連づけて、もう少しわかるような何か資料があるといいと思いますが、いかがでしょうか。

高橋（重）委員 残念ながら、10ページの資料と所得とのクロスがありません。ですから、ダイレクトにそこを分析することは、今のところできません。

馬場委員 そのところは本当は重要なところではないかと思えます。ですので、34歳で結婚できないという状況の中で、それから先、どうやって生活をしていけばいいのかというのは、女性にとっては、「負け犬」という言葉も出てきているようですが、そういうことも含めて、私たちは、自分で責任を持って、結婚にしても、ライフスタイルを考えるときに、所得と、自分が選択する、結婚する、しないというところに、「できない」ではなくて、結婚する、しない、せめてそこに持っていくためには、この結婚できない理由の大方を社会的に一緒に 。社会が全部を背負うわけにはいきませんが、これからここが問題ではないのかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

高橋（重）委員 この同じ調査に、希望するライフコース、つまり、結婚して専業主婦になってというライフコースとか、その後パートに出るとか、そういう希望するライフコースと現実的になりそうなライフコースを調べております。その調査結果を次回にでもご提示したいと思います。

福原会長 ありがとうございます。馬場委員がご指摘の、「結婚しない」と「結婚できない」との関係の経済的な理由みたいなことについては、高橋委員以外の、ここにいらっしゃるほかの先生方が今後クロス集計をおやりになることがあると思います。ですから、

それを待つべきではないかと。非常に重要なご指摘だと思いますが、高橋委員の仕事の中で、ここまでやっていただけるかどうか難しいと思います。

脇坂委員、どうぞ。

脇坂委員 1ページ目の合計特殊出生率の分解についてですけれども、これの地域別のものがあるのでしょうかという質問です。東京都でできるのか。ただ、先ほどおっしゃったように、人口の流入があるところですから、こういうふうな分解は地域別にした場合は意味がないのか。それが質問です。

高橋（重）委員 1ページの下と同じ分析は、実はできません。というのは、夫婦に関する調査がベースにないと、この分析はできません。ただ、簡便法による分析は東京都についてもできます。

脇坂委員 ということは、もうされて、結果はありますか。

高橋（重）委員 東京都に関しての計算結果は、調べればあると思います。見たことがあります。

脇坂委員 非常に興味があるものですから、どっちが大きいのかと。

福原会長 ということだそうです。

宮本委員、お願いします。

宮本委員 8ページの下グラフを興味深く伺っていたのですが、ここの「無配偶・子どもなし」というところが、2002年にかなり厚くなってしまっていて、私がいろいろな形で、この間、ここの部分を見てきますと、例えば、「無配偶・子どもなし女性」で、20代前半は正社員が多いのに、20代後半になると、正社員というか、非正規雇用が増えていくわけです。例えば派遣、パート、その他です。所得的にも、20代後半から、あるいは、未婚のままだと30代前半まで、女性の所得と職業的な安定性はむしろ低下していきます。それにもかかわらず、かつてと違うのは、結婚しないことです。これは、しないということと、できないということと両方だと思います。要するに、私の言葉で言うと、経済的に安定していようが、していまいが、それから、将来的な希望がどうであろうが、結婚して専業主婦に逃げ込む選択が確実ではない、これが実態だと思います。

その意味で、女性の選択として非常に大きな問題だと思うのは、結婚というものが、安定した、必ずできるものではない時代になっているのに、仕事の点でも、経済的にも、保障がない状態で年齢が上がっていくことがこの間の現象だと思います。それが第1点です。そのあたりをどのように見ていらっしゃるかということが一つ。

それから、その隣の9ページの下のところ、交際している異性がないということで、男性・女性ともに出ていて、特に男性のほうが「交際している異性はいない」の割合がかなり高くなっている。これも重要な数字ではないかと思っております。これについても、私の方法で、この間にいろいろ調査をやったりして見ていると、男性の場合には、明らかに、仕事が安定せず、所得が低い人は、相手がいない、結婚できない、こういう状態になっています。

そういう意味で、私が最初に一言申し上げましたように、若い層で、安定した結婚ができない状態が明らかになって、そのことと、今の若い人たちの雇用多様化が不安定な形の雇用多様化というか、つまり、既得権の中核人材は安定していて、その既得権は守った上での多様化なので、不利な人たちは不利なままの多様化になっているのではないかと。そのあたりについて、人口学的にどのようにご覧になっているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

福原会長 高橋委員からお答えいただくと同時に、武石委員からも補足してお答えをいただくとつもりでございます。

高橋(重)委員 前者の質問は、ぜひ武石先生にお願いしたいと思います。

後者のことについてだけ申し上げますと、9ページの下のほうに関して、「交際している異性はいない」が男性は52.8%で、女性が40.3%。男性が過剰なわけですね。これはもともと、未婚者の量の問題です。つまり未婚男性が過剰に存在しますので、これは団塊の世代以来、年下の女性たちを順繰りに取っていっていますので、男性が割を食った状態になって未婚者として多量に残っています。したがって、これは何も二股をかけている男性がたくさんいるというデータではなくて、未婚の過剰男性の結果としてこういう状態があらわれています。

さらに、2000年の国勢調査は、学歴別に未婚率が計算できますけれども、先生が先ほどおっしゃいましたように、低学歴の男性の未婚率が極めて高い。そして、女性は、高学歴の女性の未婚率が高い。男性と女性で逆の現象があらわれています。そのことは、先ほど先生方がご指摘になったことと一致する結果だろうと思います。

私からは以上です。

武石委員 私が分析したところでのご指摘をいただきましたので、簡単に説明させていただきます。

8ページでお使いいただきましたデータのほかに、宮本先生がおっしゃったような就業

形態別のデータを、やはり就業構造基本統計調査でとりまして、私もちょっとびっくりしたのですが、20代前半から後半にかけて非正規が進んでいることが顕著にあらわれております。この若年層での非正規化が非常に顕著にあらわれています。特に、このデータは5年おきのデータがとれるのですが、82年から92年はそれほど変化がないのですが、92年以降、非正規が非常に進んだということで、若年層の非正規労働力が非常に進んでいると。

それと関連すると思いますが、女性の就業継続をしている人たちが最近また減ってきているということで、女性の就業環境は、そういう意味では非正規化、特にフリーターの問題で、キャリアへの影響が出てきているのかなという印象をデータから持っております。

そういう人たちが結婚するかどうかということは、このデータからはわからないのですが、たしか家計経済研究所のパネルデータの分析結果で、フリーターの女性は結婚がしにくいという分析があったと思いますので、そういう非正規のフリーターの人たちが結婚をして安定的な生活になれるという状況は、むしろそれはやりにくいということで、この若年フリーターの問題は、女性のキャリアとかその後の結婚に大きな影響を与えているのかなと思います。

福原会長 ありがとうございます。

まだまだご意見、ご質問もあろうかと思いますが、次の会議次第5もこれと関連する議論ですので、それをご説明した上で皆様のご意見をいただきたいと存じます。

会議次第5は「少子・高齢化の視点を踏まえた検討」でありまして、今後の議論の論点を明確にするために、参考として資料2を事務局でつくっていただいておりますので、事務局から説明をしていただきます。

産形参事 資料2になりますけれども、A3判の横のものでございます。この資料を今後の議論の素材にさせていただくために、事務局で、想定される論点を整理したものでございます。

左上に「男女平等参画施策を取り巻く社会状況」として、「背景」、「現状」を記載しております。この部分につきましては、今いろいろと高橋委員のお話もあってご議論もございました。あるいは、前回または今回の場でもいろいろとご説明させていただきましたので、重複する部分がありますので説明は省略させていただきます。

真ん中のところに「主な課題」として記載してございます。ここでは、先ほどご説明申し上げました「現行動計画の体系別達成状況と検討のための参考資料」に記載いたしました「今後の課題」のうち、少子化・高齢化の視点から大きく4つに要約したものです。

「仕事と家庭・地域生活の両立が困難」、「ライフステージに応じた柔軟な働き方ができない」、「困難な女性の再就職（企業は労働力不足）」、「安心して子どもを育てることができない」という4点でございます。

これらの課題を踏まえまして、「今後の論点と基本的方向（参考）」ということで右に記載させていただきました。各論点の下には、それぞれ論点のイメージを描きやすいようにということで、基本的方向として参考に記載させていただきました。

右側に矢印がありますけれども、これらの方向は、男女平等参画社会の形成にとって重要なものであり、また、結果として、少子・高齢化への対応に大きく寄与する、密接に関連があると考えております。

論点1ですけれども、「仕事と家庭・地域生活のバランスがとれた働きやすい環境づくり」、論点2が「ライフステージに応じた多様な選択が可能となる仕組みづくり」、論点3が「意欲ある女性が再チャレンジできるシステムの構築」、論点4が「安心して子育てできる社会基盤の整備」でございます。論点4については、点線で囲んでおりますけれども、この論点は、昨年4月に、都で次世代育成支援東京都市行動計画を策定しまして、それと密接にかかわる論点です。その計画との整合性がありますので、論点4につきましては、中間のまとめをとりまとめる中でご議論いただいたほうが効率的かと考えております。

しかし、論点4の2番目の印、「『子育て支援』のみでなく、働き方の見直しを含めた新たな対策」、この部分につきましては、論点1の部分と密接にかかわりますので、その議論の中でご意見をいただければと考えております。

想定される論点を事務局として整理したものでございます。

以上でございます。

福原会長 ありがとうございます。

失礼いたしました。先ほど、高橋委員にいろいろご回答をいただきましたことにお礼を申し上げずに。ありがとうございます。武石委員もありがとうございます。

今、事務局から、予想される論点を4点に集約していただいておりますけれども、これにつきまして、この論点1、2、3、4だけとは考えられないかもしれませんので、ただいまでも結構ですし、次回でも結構ですので、もし、このほかに想定されるような論点があれば、ご提示いただければと思います。

今のところ、とりあえず、この論点1、2、3、4に集約しておりますので、これについて順番に議論させていただきたいと思いますが、きょうのところは、とりあえず論点1

のワークライフバランスというあたりについて、皆様のご意見をいただければと思っております。いかがでございましょうか。

佐藤委員 今の高橋委員のご報告は、少子化、高齢化、未婚化のところですね。だから、未婚化ということをどこまで取り上げるのかということです。例えば論点4を「安心して結婚・子育てできる」などと広げるかどうか、そういう話です。別に結婚しなければいけないことは全然ないのですが、結婚したいという人がなかなか出会えない、あるいは、経済的な阻害要因があるといったときに、個人的な要因ではなく、社会的な阻害要因が、出会えないとか、経済的に結婚できないでいるということをもたらしているとするれば、何か対策を考える必要があると考えて、議論の対象にするか、しないかということです。

福原会長 構造的に未婚を促進するような原因があれば、これに加えるということですね。

佐藤委員 はい。

福原会長 了解いたします。これについては、今回の会議が終わった後、事務局と検討させていただきます。

ほかにございせんか。

高橋(史)委員 論点が4つ提起されたのですけれども、欠けていることが2つあると思っております。一つは、子育てをする権利を保障する政策をどう充実化するかという観点です。つまり、「働き方の見直し」ということは、後ほどまた改めて議論があるのですが、家庭・育児が成り立つ働き方の支援をもっと企業に働きかける必要があると思っておりますのですが、その議論が必要ではないかということ。

2点目は、これは特に外国の子育て支援と日本の子育て支援を比較して、特に論点1の仕事と家庭の両立ということに絡んで申し上げますと、少子化の問題が今いろいろと議論になったわけですが、保育サービスの充実という外圧的な動機づけよりも、子どもを生み育てたいという内発的な動機づけにもっと力を入れる必要があるのではないかと。そのためには、子育ての意義とか喜びを実感できるような、教育者としての親の支援をどうするか。労働者としての親の支援ももちろん大事ですが、教育者としての親の支援をどうするか。つまり、子どもの成長を通して、子育ての意義や喜びを実感できるような、親が親として、人間として育っていくという支援をどうするか。この議論をもっとする必要があるのではないかと思っております。

福原会長 ありがとうございます。2点についてご提案をいただきました。ただいま

のご提案は、これから先の議論に入れさせていただきます。

茂木委員 今、中小企業の有効求人倍率が3倍ぐらいあるわけですが、一つは、この間の中小企業白書でも、こうした子育てなどは、中小企業のほうがだいぶ柔軟性があるという意見がありました。ただ、学生はなかなか中小企業には入っていかないということがあります。それは、ある種の職業観と申しますか、中小企業に行くことについてどう考えているのか、マイナスイメージで考えているようなところがあります。実は、そうした受け皿が、実は非常に働きやすい職場だったり、子どもを連れてこられたり、そうした状況もあるものですから、学生とか若い人たちが就職するときにどういうところを目指していくのか、そのあたりのところも議論の中に入れていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

福原会長 中小企業をテーマに表現することはなかなか難しい話で、先ほどのフリーターにもいろいろあるというのと同じように、中小企業にもいろいろな働き方の質の違いがあるだろうと。それをどういう形で表現するか、これは考えさせていただきたいと思いません。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

馬場委員 今回の対象ですが、国際結婚が日本では今かなり増えていて、こうした国籍の問題もあると思いますが、そうした社会体制、それから、もう一つは、性産業に近いようなところでの差別とかがまだあると思っています。そうした視点からの男女平等参画社会という視点等、どこにどう入れたらいいかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

福原会長 特に東京のような場合には、国際結婚が当然多くなってくると思いますが、では、国際結婚の問題をどのような角度から取り上げるかということは、ちょっと考えてみないといけないのではないかと思います。

それから、次に、性産業における男女差別のようなものにつきましては、これは数字にあらわれているものは必ずしもないと思いますが、これも研究しておきます。

そういうものをご存じですか。

武石委員 いえ、ちょっと。

福原会長 ないですね。

どうぞ、秋田委員、お願いします。

秋田委員 先ほどの高橋先生のお話のときに言うべきだったのかと思いますし、ちなみに、これは局の方に聞くべきなのかもしれませんが、この審議会の年齢構成はどのように

なっていますか。

産形参事 申し訳ありませんが、女性委員が半数を占めておりますので、年齢については統計をとっておりません。

秋田委員 よく思うのですが、恐らく、20代の方はいらっしゃらなくて、30代の方がいらっしゃるのか、いらっしゃらないのかわかりませんが、私は最近40歳になりまして、最少になると思いますが。

例えば、先ほどの「独身にとどまっている理由：24～34歳」で、「適当な相手にめぐり合わない」とかいうのはなかなかわかりにくい世代の方もいらっしゃるのではないかと思います。例えば、私の友人の、女性でなくても男性でも、そういうことをおっしゃったりする方がいるわけです。そうした感覚というのは、失礼ながら、世代が違くとわかりにくい部分も多分にあるのだろうと。どんなに高名な皆さんがいろいろ議論されても、例えば自分のお子さんやお孫さん、そういう世代の方はこの委員の中にいらっしゃるのかどうかわかりませんが、お子さんの気持ちが本当にわかるのかといたら、やはりなかなかわかりにくい部分もあると思います。むしろ、その子どもさんたちの世代は、友人や何かのほうが気持ちを共有できる部分もあるのかなと思っております。

なぜそんなことを申し上げるかといいますと、高橋先生の資料の最初のページ、「出生数及び合計特殊出生率の推移」で申しますと、私は丙午の年で、1966年生まれで、極端に人口が減る年に生まれました。別の言い方をしますと、ある意味でバブル世代とも言えるのかもしれませんが、確かに、昔、学校で一緒だったような女性も、結婚されていない方もいっぱいいます。そのときに、その方たちがどんなことをおっしゃるのかといえば、先ほど、先生のアンケートの中にあつたような話で、結婚しない理由として、自由や気楽さを失いたくない、そういうことを言うだろうと、すごく共感できる部分があります。

ですから、こうした話をするとき、こういった年齢構成になっているのか私は存じませんが、現場の皆さんの意見を生で聞くことがかなり重要なのではないかと思います。そうしないと、恐らく、企業でも、どこでも、何かをやるときには、ちゃんとマーケティングをするでしょうし、やはり生の意見を聞いて、製品開発、商品開発もされるのが普通だと思いますから。そうした方々の意見を聞ける機会があってもいいのではないかと、ちょっと素朴に思いました。

福原会長 ご指摘、ありがとうございました。今のようなお話は当然ありますので、その辺は、今後開かれます専門部会（起草委員会）での検討において、いろいろ知恵をめぐ

らせる必要があるのではないかと思います。

ほかにございませんか。

芳野委員 6月15日の国会を通りました均等法との関係もあるのですが、ぜひ、この論点1のところでは、妊娠中の健康の確保と妊娠中の働き方についても議論していただければと思います。

福原会長 それは当然、専門部会（起草委員会）の次第でございます。ありがとうございます。

ほかにございますか。

汐見委員 意見というよりも要望のようなことですが、内閣府の男女共同参画局が依頼した調査なのでしょうか、昨年9月に発表された24カ国比較調査というものがありますね。それを読んでみたらとても面白かったですけれども、出生率の高さ・低さと、男女共同参画はあまり関係ないという本がかつて出ましたが、それに対して、男女共同参画型の社会と、そうではない社会の間では、やはり出生率にすごい相関があるのだということをも多様な角度から分析したものです。OECDの中で、国民総生産額が1人当たり1万ドルを超えた国だけの調査で、24カ国の中で、例えば男女共同参画指数（GEM：Gender Empowerment Measure）と出生率がきれいに比例しているわけです。参画指数が低い国は出生率が低いことがきれいに出ていました。それから、労働時間の長さとか。

それを見ていると、日本は、いわゆる先進国と言われているのは、何を指して言っているのだろうということがたくさん出てきます。ほとんどが最下位とか、そういう数字になってしまう。例えば、仕事をしていて一回辞めたときに、再チャレンジできる可能性をどのくらい感じているかというデータがありまして、トップはアメリカでしたが、日本は24位でした。一回辞めてしまうと、再チャレンジが非常にしにくいと感じていて、だから無理な仕事でも辞められないということがあると。

そういうデータで、東京都にも少し関係があるものについてはもう少しいろいろ紹介していただきたいと思ったのですが、同時に、先ほどの参考資料のところ、「基本的な方向」ということでいろいろ書かれていることはわかるのですが、すべて抽象的だと思いました。具体的な数字という形で出さなければ、一般論として言われていることからなかなか出られないだろうという思いがあって。そうしますと、例えば、東京都のGEM指数はどのくらいになるのかとか、東京都の20代の若者は、今、一体、1日に平均どのくらい働いているのかとか。

私のところの学生などを見ていますと、20代での結婚はまず不可能だろうという働き方ばかりです。12時までに帰れるのはまれだという人がたくさんいます。それは、男も女も関係ないんです。それで、学生時代に知り合わなかったら、合コンとか何かであれば別ですけど、知り合うチャンスがほとんどない。それで、あわてて、結婚しなきゃいけないというので、結婚して1週間で離婚したとかいうのが多い。とにかく、そういう、男と女が出会い、ゆったりと関係を育んでいくことがほとんどできない社会です。

厚労省の調査でも、南関東の30代の男性で子どもを持っている人の帰宅時間で、平均11時までに帰れないという人が二十何%いるのですが、最近聞いたら、次世代育成法ができた後、さらに労働時間が30分くらい延びたと言っていました。ですから、言っていることと現実が全く逆行しているわけです。それを、もう少し、東京都はどうかということ、東京都のデータがないのかなと。

例えば東大などでも、女性の教員の比率を2割にするとかいう数字を具体的に出して、いつまでにやるということをやっているわけですね。それは、可能な部分はやっていかないと効果が上がらないと思います。そういうことをやるためにも、具体的な数字がなければ、議論は常に一般論をいろいろな形で言っているだけという感じがしますので、少し一歩出るために、もう少し具体的な数字を出せないかと。そのお願いです。

福原会長 二つの部分に分けられると思います。内閣府の男女共同参画会議で扱われている、OECD24カ国の比較調査等をどう読むかという点。

佐藤委員、直接扱っていらしたわけですから、それについて少しコメントいただけますか。それから、その後の部分につきましては、東京都はもう少し具体的な目標に落とすことはできないかということについては、これは事務局と相談いたしますので、きょうは受けとめさせていただきます。

佐藤委員 今ご紹介いただいたものは、僕は専門調査の部会長でやっていたので、読んでいただければいいかなと思います。

福原会長 次回お配りしていただけますか。

佐藤委員 そうしていただけるといいと思います。

大事なのは、女性の社会参加、働くということと出生率は直接的な関係はないということです。つまり、時代とともに両者の関係は変わってきている。大事なのは、女性が働きながら子育てできる環境があるかないかで両者の関係が決まる。日本は、ここ10年、15年を見ると、女性はそんなに働くようになっていません。ほかの国と比べて、実は、女性の

労働力率はそれほど上がっていません。にもかかわらず出生率が落ちている。多くの女性が働くようになったから出生率が落ちたのではなくて、ほんの少ししか増えていないにもかかわらず、出生率は大きく落ちている。つまり、女性が働きながら子育てしにくい、そういう環境が日本の特徴だということが出ています。

福原会長 もう一つ。先進国の中でも、日本とイタリアはやや例外であると。

佐藤委員 そういう意味では、女性が働くと子育てしにくい環境であるという言い方ができるかと思います。

福原会長 ありがとうございます。

汐見委員 こういうことはこの場で議論すべきではないのですが、今、韓国が1.08になりましたでしょう。台湾、シンガポール、日本、ギリシャ、スペイン、イタリアが低くて、ドイツもそうですが。並べてみますと、かつてのファシズムの国だったところと、独裁政権が長く続いた国だけです。日本は、かつてはファシズムだったことがありますね。イタリアやドイツもかつてはファシズムで、韓国もそうですが、スペインなどは独裁政権が長く続いた。なぜそういうところがということを考えますと、何か議論しなければいけない、何かすそ野が広いということを感じます。

福原会長 ありがとうございます。

大沢委員 その点で、今、研究者の間でも、新しい国際比較研究が積み重ねられておりまして、シカゴ大学の山口先生もOECDのデータを使って、働き方と出生率との関係について国際比較の研究をやっておられます。そうした研究成果を、お話いただく機会を設けてはどうかと思います。アメリカ、イギリス、デンマーク、ルクセンブルク、オランダ、そういうところでは出生率が2000年にかけて回復している。そういう国と、それから、先ほど汐見委員もおっしゃったように、韓国や日本など出生率が低下している国との違いが、何による要因なのかということについては、また次の機会に資料をお出しできるかと思えます。

福原会長 ありがとうございます。

きょうの議論の中でいろいろな資料について皆さん言及されましたので、できる限り皆さんに共有していただくように、次回ご用意できればと思っております。

大変貴重なご意見をたくさんいただきましたが、もう時間になってしまいましたので、第3回は、今、仮定としてお出ししました論点2と論点3あたり、それから、先ほどお話ししたように、この4つが必ずしも決めたフレームではありませんので、これ以外のフレ

ームのご提案がありましたら、次回ご提案いただければと思っておりますので、ご準備いただければと思います。

最後にお話ししたいことがございます。次回は、実は、欠席予定の委員がかなりいらっしゃいます。前回スケジュールをお出しして、最多数の出席の方が得られる時間に決めさせていただいたわけですが、それでも4～5の方が欠席される予定です。その委員の方々から、欠席した場合の審議会に事前に文書で意見を提出してよいかというお話がございますので、それはぜひ提出していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

福原会長 それでは、そのようにさせていただきます。

次回ばかりではなくて、これからの審議会においても、4回目以降についても、そのようにしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次回の第3回総会は、皆様のご予定で最大多数のご出席を得られるのが、7月11日火曜日の午前10時から12時でございます。これは前もってお話ししておりますので、ご出席のご予定に組み込まれていると思います。詳細につきましては、事務局から別途ご通知をいたす予定にしております。

本日の議題はこれで終了させていただきますが、特に何かご質問、ご意見があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、これをもちまして、東京都男女平等参画審議会の第2回総会を閉会させていただきます。ありがとうございます。長時間にわたりましてご協力いただいたことを感謝いたします。

午後8時00分閉会